

横浜市三殿台考古館

指定管理者 業務の基準

平成 17 年 7 月

横 浜 市

目 次

横浜市文化財施策の基本方針

1	文化財施策の基本理念	2
2	文化財施策の基本方針と当面の重点課題	2
3	文化財関係施設の政策的位置づけ及び課題	3
4	文化財施設の管理運営主体	5

横浜市三殿台考古館業務基準

1	基本方針	6
2	事業に関する業務基準	7
3	運営に関する業務基準	8
4	管理に関する業務基準	8
5	その他の業務	10
6	留意事項	11

横浜市文化財施策の基本方針

1 文化財施策の基本理念

横浜は、1859年の開港により海外との文化交流の窓口として、日本全国や世界から様々な可能性を求めて、進取の気概に溢れる多くの人が集まり、新しいまちづくりを進め、わが国の近代化の舞台となった。

その後、関東大震災や横浜大空襲、戦後の接収など数多くの苦難があったが、市民の英知と努力によりこれらを乗り越え、まちの独自性を保ちながら発展を続けてきた。

一方、市域全体に目を広げると、近年進んだ発掘調査の成果からも明らかになっているように、約2万年前から、丘陵や水系に恵まれた地形などにより、人々の豊かな暮らしの場となってきた。そして、鎌倉や江戸といった政治の中枢に隣接することから農業、漁業などの生産はもちろん、交通や流通の重要な役割を果たしてきた。このような人々の活発な活動が、開港の地となる基礎になったといえる。

この様に、横浜では、それぞれの時代に人々が営々と生活し、横浜らしい歴史を育んできたのである。

この様な横浜が歩んできた歴史、人々の生活の歴史を市民が共有することにより、
横浜市民としての連帯感、横浜で暮らすことへの誇りを育む
自分たちが暮らす地域の歴史、文化、伝統などに触れることで心豊かな生活を送る
横浜の歴史を活かした、横浜らしいまちづくりや特徴的な施策を展開する
次代を担う横浜の子供たちをはじめ、市民が、地域固有の歴史や文化を知ることを通じ、他の文化との交流や相互理解の重要性を知り、国際性を養っていくことにつながる。

横浜市は、未来を志向しつつ、先人達の歩みや積み上げてきた知恵を市民共有のものとし、さらに次世代に継承していくために、文化財や歴史資料の収集、保存、調査研究を進めるとともに、市民ニーズや市政運営上の課題などを反映した展示や体験学習等を通じた普及、さらには市民の歴史、文化財の学習活動への支援など、文化財施策に、高い専門性を維持しつつ、継続的、積極的に取り組むものである。

2 文化財施策の基本方針と当面の重点課題

(1) 文化財の保護、継承、普及

文化財保護法や横浜市文化財保護条例に基づき、横浜の歴史、文化や自然を理解する上で重要な文化財等の保護・継承・普及等に努める。

【重点課題】

- ・ 散逸のおそれのある、横浜に関する文化財や歴史資料の保存と継承
- ・ 指定、登録等による文化財や歴史資料の保護
- ・ 横浜に関する文化財や歴史資料の調査研究
- ・ 文化財や歴史資料を活用し、調査研究の成果を市民に還元する展示や講座などの普及事業
- ・ 横浜の歴史に関する情報の収集、整理及び発信
- ・ 学校教育における歴史学習や総合的学習への支援

- ・こどもから高齢者まで市民による歴史、文化財学習活動への支援
- ・開港150周年等、本市周年事業やまちづくりなど歴史を踏まえた施策に対する学術面からの支援

(2) 埋蔵文化財発掘調査の調整

埋蔵文化財の発掘等に関する調整を行い、遺跡や遺物の保存・普及を行う。

【重点課題】

- ・市域内での発掘調査に対する的確な指導
- ・発掘調査の成果（遺跡、遺物、記録等）の保存と活用
- ・埋蔵文化財を発掘された身近な地域で展示し普及
- ・地下に埋蔵されている近代遺構に関する調査、保存についての連携
- ・三殿台遺跡、大塚・歳勝土遺跡等、市域に残る貴重な遺跡の管理と普及

(3) 文化財施設の設置、管理、運営

上記2つの本市の文化財施策をより一層効率的かつ効果的に遂行していくために、横浜の歴史的特徴を反映した、横浜市歴史博物館等の多様な施設を設置、管理運営し、文化財や歴史資料の収集・保存・継承、調査研究、普及と活用の拠点とすると同時に、各施設の緊密な連携を図り、歴史の連続性と一貫性を保持した施策の展開を担う。

【重点課題】

- ・各施設固有の設置目的に沿った専門性と継続性のある事業展開
- ・各施設の連携による総合的、効果的な事業展開
- ・人的交流と相互連携による各施設間の相乗効果の発揮
- ・市域の文化財や歴史資料の調査、保護措置にあたって、各施設専門職員等の連携

注)ここに示す文化財関係施設とは以下の施設を示す。

横浜市歴史博物館、横浜開港資料館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館、埋蔵文化財センター、横浜市三殿台考古館、横浜市八聖殿郷土資料館、国指定史跡称名寺境内、県指定史跡稲荷前古墳群、県指定史跡市ヶ尾横穴古墳群、上行寺東遺跡復元整備地等

3 文化財関係施設の政策的位置づけ及び課題

(1) 本市の文化財施策推進の拠点

ア 文化財施設は、本市が文化財施策を展開する上で必要不可欠であり、市民共有の財産である文化財や歴史資料を収集、保存、継承する場であるとともに、施設自体が本市の歴史を示す証人であり、文化財そのものである場合もある。

イ 各施設は、単に市民利用や展示の場というだけでなく、本市における文化財や歴史資料に関する調査研究、普及の拠点となっており、本市の文化財施策の推進上、根幹的な役割を果たしているといえる。

ウ 「横浜」という地域がわが国の歴史の中で果たしてきた役割や、今までの各施設の事業実績などから、わが国の文化財、歴史事業の重要な一翼をも担っている。

このように、文化財施設は、本市の文化財や歴史資料そのものを総合的に扱う場として、政策執行機関そのものであるといえる。

(2) 横浜の歴史的特徴を反映した多様な施設の連携による文化財施策の効果的推進

ア 文化財施設は、それぞれに横浜の歴史的特徴を反映し、専門的に扱う時代区分や対象領域などを有しており、その時代や領域に即した専門性や事業手法が求められる。

一方、横浜の歴史は時代を超えて連綿と続いており、時代や対象領域を貫く通史的な調査研究や普及事業、さらに相互の比較や共通点の検証などを行うことにより、より深く横浜の歴史を知ることができる。

イ 各施設には、対象とする時代や領域に即した文化財や歴史資料が収蔵されているが、これらを様々な視点から相互に活用しあうことで、より効果的な事業展開が期待できる。あわせて、専門分野を異にする各施設の専門職員等が相互に補完、協調、連携することによって、各施設の活性化や人材育成にも寄与することができる。

このように、個々の施設の特性を発揮しつつ、連携しあい、施設全体の力が高まることにより、本市の文化財施策をより効果的に推進していくことが求められている。

(3) 横浜の歴史についての豊かな知識と高度の専門性の継続

ア 文化財関係施設の運営に当たっては、古文書の解読、滅失しやすい文化財の保存処理などの文化財や歴史資料に関する専門知識とともに、なによりも横浜という地域についての原始・古代から現在までの歴史、また、横浜に関係した歴史の理解に資する国内外の資料や文化財に関する高い専門性が求められる。

この様な特有の専門性を有することにより、横浜の文化財と歴史について他に勝るものがない施設として運営していくことが必要である。

イ 高い専門性を維持していくためにも、文化財や歴史資料の継続的な収集・保存や調査研究の体系的積み重ね、展示・普及事業の経験や実績が重要である。

これまでの蓄積を活かすことで、今後の文化財施策の立案や事業展開等を効率的かつ効果的に展開することができる。

従って、文化財施設の管理運営に当たっては、横浜の歴史に関する豊かな知識と高度の専門性の継続と蓄積が強く求められる。

(4) 本市に代わって事業を遂行する公益性と信頼性

ア 本市が設置する文化財施設において、文化財や歴史資料は、市民のみならず国民の共有財産として公益のために収集、保存し、公開、普及、活用されるべきものである。

イ 各施設が、寄贈、寄託等によって資料を収集・保存し、これらを活用した調査研究・普及事業等を行う上で、本市に代わって事業を遂行する公的な信頼性が不可欠である。

このように、文化財施設の運営主体には、特定の利益や価値に左右されない公的なものとして、本市に代わって事業を遂行する高い公益性と信頼性が求められる。

(5) 市民サービスの向上

ア 文化財施設は、横浜の文化財や歴史に関する高い専門性や公益性にもとづく調査研究等を行うとともに、それらの成果を教育普及、啓発といった社会的サービスとして市民に提供する施設である。そのため、多様に変化する市民のニーズを敏感かつ的確にとらえ、これに応えることが求められる。

イ 来館者が快適に過ごし、リピーターとして何度も訪れる施設とすることが重要である。

そのため、施設内外における来館者に対するサービスの向上に積極的に努める必要がある。

(6) 経費の節減、収益の向上

ア 高度の専門性や公益性が求められる文化財施設においても、経費の節減、費用対効果の向上の追及は不断に努めるべき課題である。

イ 利用料金収入、自主事業収入及び収益事業収入の向上、外部資金の導入（ファンドレイズ）など、収益性の向上にも努める必要がある。

4 文化財施設の管理運営主体

(1) 指定管理者制度の導入

文化財関係施設のうち、条例により設置され、公の施設とされている横浜市歴史博物館、横浜開港資料館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館、横浜市三殿台考古館の5施設については、地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者制度を導入する。

(2) 指定管理者の要件

文化財施設は、前に述べたような位置づけと課題があることから、5施設の指定管理者は、本市の文化財保護に関する施策の方針を理解し、高度な専門性をもって資料の調査研究等を行い、各施設において必要な事業を自ら企画し、及び実施し、並びに市民による横浜の歴史等に対する理解を深めるための活動に対する支援を行うものでなければならない。

(3) 業務の基準の設定と公募及び審査

指定管理者の選定に当たって、本市の文化財保護施策の方針及び各施設の政策的位置づけと課題を踏まえた、各施設の運営に関する『業務の基準』を設定する。

この基準に基づき、各施設の設置目的を実現し、効率的かつ効果的な施設運営ができる主体について、公募によって募集し、施設運営や横浜の歴史に関する学識経験者、利用者の声を活かす見識のある者等で構成する選定委員会において審査を行うものとする。

横浜市三殿台考古館

1 基本方針

【目的】

国史跡三殿台遺跡及びその他の市内の遺跡からの出土品等を市民に公開することにより、郷土文化の向上並びに教育及び学術の発展に資することを目的とする。

【事業活動】

以下の項目について事業活動を行う。

三殿台遺跡の保存及び研究並びに入館者の観覧に関すること

市内の遺跡の出土品及び考古学上の資料（以下「資料」という）の収集、整理、保存、研究及び展示に関すること

市内の遺跡の案内書、解説書、目録、研究報告書等各種の印刷物の作成配布に関すること

その他教育委員会が必要と認めること

【指定管理者の要件】

指定管理者は、横浜市の文化財保護に関する施策の方針を理解し、高度な専門性をもって国指定の史跡の保存及び市内の遺跡の出土品及び考古学上の資料の調査研究等を行い、郷土文化の向上並びに教育及び学術の発展に寄与するため、市民の歴史に関する理解を深めるための事業を自ら企画し、及び実施し、並びに市民による歴史に関する理解を深めるための活動に対する支援を行うものでなければならない。

【重点方針】

（１）高度の専門性と公益性の発揮

上記の目的の実現および事業活動の確実な推進を図るため、横浜の考古文化に関する豊かな知識と高度の専門性を継続し、かつ、本市に代わって業務を遂行する公益性と信頼性の確保に努める。

縄文、弥生、古墳といった三時代にわたる貴重な集落跡として、また先駆的な保全の取り組みがなされた史跡として、市民の考古学への関心を広め、理解を深めていく役割に取り組む。

文化財関係施設や機関との連携による展示内容の充実を図る。

このために具体的な5カ年を計画期間とする中期計画に基づく計画的運営を図る。

（２）事前・事後評価の的確な実施

業務の遂行に当たって、目的の明確化、資源投入の適切性などを評価する「事前評価」と達成度や課題分析を中心とする「事後評価」を的確に行い、その結果を次の事業に向けての改善に活かしていく。

評価に当たっては、専門的な視点だけでなく、広報宣伝、集客や収益性の向上、他の

業務との連携など施設運営全体の視点はもとより、来館者等市民の視点を導入し、多元的な評価軸により評価を行う。

(3) 市民サービスの向上、学校との連携及び市民との協働の推進

顧客満足の視点を持ち、市民サービスの向上に努める。子どもから高齢者まで、障害があるなしに係わらず、誰でもが気軽に来館でき、歴史、文化財への関心を高めていける場とする。

学校教育との連携を進め、子どもたちと縄文、弥生、古墳時代の遺跡との多様な触れ合いの機会の創出や体験的学習活動、情報提供の充実などを図る。さらに、市民の主体的な歴史、文化財への学習、市民活動への支援を強化していく。

事業や運営に市民参画のあり方を検討、推進するとともに、NPOや市民活動団体などとの連携による事業展開など、市民との協働を具体化していく。

(4) 経費の節減と収益の模索

あらゆる面について、経費構造を精査し、経費の節減に努力する。また、あらゆる可能性を追求しながら収入を上げる方策を検討する。

(5) 魅力資源の最大限の活用

考古学上の価値はもとより、地域を代表する遺跡として親しまれているという魅力をアピールし、歴史・文化財への関心につなげていく。

遺跡や収蔵資料のみならず、立地環境や施設、設備などを最大限に活用する。

2 事業に関する業務基準

三殿台考古館では、以下の事業を実施していく。

(1) 常設展示運営

以下の施設等から構成される常設展示を運営する。来館者の興味と関心を引く仕組み、横浜の考古学への理解を深める工夫、展示をわかりやすく解説案内や資料を作成、提供する。来館者の関心に応じて主体的に学べる工夫を図る。

国指定史跡 三殿台遺跡

展示室

竪穴住居保護棟

復元住居

常設展示について、最新の調査研究の成果、来館者の反応や利用実態を踏まえ、適切な時期を想定し、望ましい展示内容や展示方法、また、施設運営に大きな負荷をかけない展示換えの方法や工程、想定される経費などを内容とする更新計画(案)を作成する。

(2) 資料収集、整理、保存、研究、展示

これまで蓄積してきた市内の遺跡や出土品及び考古学上の資料の収集、整理、保存を行

い、それらに基づく研究、展示を行う。来訪者層の特性や立地する地域性を活かし、誰にでもわかりやすい解説や説明を行う。

(3) 広報、印刷物の作成配布

これまでの蓄積を活かし、市内の遺跡の案内書や解説書、目録、研究報告書等、普及啓発に役立つ印刷物の作成配布を行う。

(4) 利用者へのサービス事業

立地環境における来訪者サービスの向上を図り、自販機設置やその経営などを明確にし、利用者の利便性と快適性を高める。

(5) 地域との連携

近隣の小学校等との連携により、児童に向けた遺跡や文化財についての講義や体験活動を行うなど、遺跡がある地域の特性を発揮できるような活動を行う。

3 運営に関する業務基準

(1) 休館日

休館日は、横浜市三殿台考古館条例施行規則で定めるとおりとする。ただし、指定管理者が市の承認を得て休館日に開館することができる。

(2) 開館時間

開館時間は午前9時30分から午後4時までとする。ただし、指定管理者が市の承認を得て延長することができる。

開館時間内は、受付、各展示施設などにおいて利用者へのサービス提供に支障なく対応できる人員体制をとること。

(3) 利用料金等

利用料金は無料とする。

4 管理に関する業務基準

三殿台考古館の諸施設（本館、別館、三殿台遺跡内の住居保護棟、復元住居等）を適切な状態で管理していくために、必要な維持管理業務等について、経費削減と中長期的な費用対効果の向上を基準として常に精査しつつ、効率的に業務の推進を図る。

また、環境への負荷の軽減、ごみの排出の減量化に積極的に取り組む。

(1) 保守管理業務

ア 建築物の保守管理

建築物について、仕上げ材の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持する。

イ 建築設備の保守管理

建築設備は、日常的に適切な管理を行い、初期の性能を維持する。

ウ 展示物及び収蔵品の保守管理

展示物及び収蔵品は、日常的に適切な管理を行い、正常な展示状態を維持する。

エ 備品等の保守管理

(ア) 事務備品

施設の運営に支障をきたさないよう、事務備品の管理を行う。

物品管理簿の管理を行う。

破損、不具合等が発生した時には、速やかに市に報告を行う。

(イ) 消耗品

施設の運営に支障をきたさないよう、必要な消耗品を適宜指定管理者が購入し、管理を行う。不具合の生じたものに関しては随時更新を行う。

(ウ) 大型備品

備品管理簿の管理を行う。

施設の運営に支障をきたさないよう、保守点検を行う。

破損、不具合等が発生した時には速やかに市に報告を行う。

(2) 環境維持管理業務

ア 清掃業務

施設の環境を維持し、快適な環境を保つため、清掃業務を適切に行う。

(ア) 業務内容

床、壁、扉、ガラス、鏡、什器・備品、照明器具、吹出し口及び吸込み口、衛生機器等について、場所ごとに、日常清掃、定期清掃を組合せ、ごみ、ほこり、汚れ等がない状態を維持する。(詳細については、別添資料1「清掃業務内容一覧」参照)

(イ) 日常清掃及び定期清掃の範囲や回数

清掃を行う室及び部位、日常清掃及び定期清掃の回数については、別添資料1「清掃業務内容一覧」参照のこと。

(ウ) その他

施設の清掃時間、清掃頻度などは、施設利用者の妨げとならないように行う。特に展示室等、利用者の主要動線となる場所については開館時間内での作業を控えること。やむを得ず作業を行う時には、服装や身だしなみに十分に配慮した上で、最小限の作業に止めるなど、施設利用者への配慮を行うこと。

イ 住居跡保護棟管理業務

施設の環境を維持し、快適な環境を保つため、管理業務を適切に行う。(詳細については、別添資料2「その他のメンテナンス項目一覧」参照)

ウ 植栽管理業務

施設の環境を維持し、快適な環境を保つため、施設周囲の植栽管理業務を適切に行う。(詳細については、別添資料2「その他のメンテナンス項目一覧」参照)

エ 保安警備業務

現在は、12月28日から31日まで、1月1日から4日までの年8日間について、施設の巡回警備を実施している。

オ 施設保全業務

施設を安全かつ安心して利用できるよう、施設の予防保全に務める。また、建築物や設備等の不具合を発見した際には、速やかに市に報告を行うものとする。

指定管理者及び利用者の責めに負わない修繕の経費は、市が負担するものとする。

ただし、1件60万円未満の修繕費については、指定管理者が負担するものとする。

(3) 横浜市三殿台考古館条例第2条で定めている業務以外で使用する場合の取り扱い

自動販売機、公衆電話などを設置する場合は、市に対し目的外使用許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。

(4) 施設の修繕・改修計画

施設の修繕、改修等について、中長期的な視点から計画的管理を行い、業務に支障を起さず、かつ維持管理経費を削減できる修繕・改修計画体制の構築を図る。

5 その他の業務

(1) 事業計画書、事業報告書及び自己評価書の作成、提出

横浜市三殿台考古館の運営に伴う年度ごとの事業計画書(収支予算書を含む)事業報告書(決算報告書を含む)を作成し、市に提出する。

あわせて、横浜市三殿台考古館の運営についての業務とサービスの質の向上を図ることを目的に、客観データ分析や来場者調査などを含む自己評価の仕組みを導入し、年度ごとに自己評価書を作成、市に提出する。

(2) モニタリングと実績評価

市は、横浜市三殿台考古館の業務の遂行状況や実績を確認するために、定期的にモニタリングを行う。モニタリングに必要な情報・資料、帳票類については、協定で定める。

市は、指定管理中に横浜市三殿台考古館の運営について、実績評価を行う。実績評価に当たり、有識者等から構成する外部評価委員会を設置する場合がある。

・実績評価に必要な資料の提出

指定管理者は毎年度の事業報告書、自己評価書を含む、実績評価に必要な資料を作成し、市に提出する。

・業務が基準を満たさない場合の措置

実績評価の結果、指定管理者の業務が求められる基準を満たしていないと判断した場合、市は指定管理者に必要な改善措置を講じるように通知や是正通告を行い、それでも改善が見られない場合、協定を解除することがある。

(3) 市との連絡調整

考古館の運営をより効果的に推進するため、定例的な連絡調整会議への参加など市

と緊密な連絡調整に努める。

(4) 指定期間終了にあたっての引き継ぎ業務

指定管理者は指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるように、引き継ぎを行う。

6 留意事項

(1) 保険及び損害賠償の取り扱い

施設賠償保険については指定管理者が加入する。なお、保険範囲等については協定において定める。

施設及び設備の設置に起因する損害又は傷害に対する賠償については市がその責を負う。ただし、施設及び設備の管理に起因する損害又は傷害に対する賠償においては、指定管理者がその責を負う。

(2) 法令の遵守と個人情報保護

この施設の管理にあたっては、日本国法令、横浜市三殿台考古館条例及び横浜市三殿台考古館条例施行規則を遵守するものとする。また、業務上知り得た個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例に準じ、その保有する個人情報の取り扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止について必要な措置を講じなければならない。

(3) 諸届

飲食物の販売など諸届を必要とする場合には、指定管理者が手続きを行うものとする。

(4) 名札の着用

横浜市三殿台考古館の運営に従事する職員は、利用者に施設職員とわかるように、名札を着用する。

横浜市三殿台考古館

業務の基準 別添資料

平成 17 年 7 月

横 浜 市

目 次

別添資料 1	清掃業務内容一覧	1 / 1
別添資料 2	その他のメンテナンス項目一覧	1 / 1

横浜市三殿台考古館 清掃業務内容一覧

清掃箇所		面積 (㎡)	日常清掃 (月・金)	定期清掃	特別定期清掃
トイレ					
入館者用トイレ	男子用: 中型小便器4基、和風大便器2基	10.8	2回/週		1回/年
	女子用: 和風大便器4基	9.27	2回/週		1回/年
事務所トイレ	和風大便器1基	2.43	2回/週		1回/年
展示室清掃					
展示ケースガラス清掃	2.09㎡×2基、0.68㎡×4基、 1.35㎡×4基、2.16㎡×両面	16.62	2回/週	1回/月	
展示室内清掃		56.00	2回/週		1回/年
敷地内清掃					
ゴミ回収	(特に灰皿)	8000		1回/月	
復原住居内落葉回収	3棟	69.20	2回/週		
建物周辺の清掃			2回/週		
窓ガラス清掃					
展示室窓ガラス	1.8m×2.00m、1.8m×1.19m	9.34		1回/月	
遺跡保護棟窓ガラス	0.98㎡×48枚、0.34㎡×48枚、 0.64㎡×24枚、0.32㎡×24枚	72.00		1回/月	

特別定期清掃は、トイレ及び展示室床面のワックスかけを実施する。

横浜市三殿台考古館 その他のメンテナンス項目一覧

項目		面積(m ²)	回数	備考
三殿台遺跡 植栽管理業務				
草刈り	草刈機及び手作業を併用して行う	6000	3回/年	(6月・8月・10月実施)
樹木剪定	一部障害枝の剪定		1回/年	(10～11月に実施)
三殿台考古館 住居跡保護棟メンテナンス				
遺構の定期的検査	蘚苔類の発生の有無 遺構復元箇所の崩壊の有無 建物の定期的チェック		1回/月	
クリーニング作業	不良箇所があった場合はその状態に応じて素地調整処理を施した後、前面を軟質ブラシでクリーニングする。		1回/月	
薬剤の塗布作業	クリーニング作業完了後、「珪素化合物ER-002」20倍液をじょうろで塗布含浸し、表面保存処理メンテナンスを行う。		1回/月	
廃棄物の処理	速やかに適切に処理する。		1回/月	